

◇美祢市提供サービス

令和6年9月1日現在

- ・サービスを利用する際には、各サービスの利用条件を満たす必要があります。
詳細は、担当課にお問い合わせください。

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課	備考
			必要	不要	連絡先	
1	市営住宅入居申込	市営住宅への入居申込が可能	◎		建設課 0837-52-1116	
2	身体障害者等の軽自動車税（種別割）の減免	障害のあるパートナーのために使用する軽自動車等の税金について減免を受けることができる		○	税務課 0837-52-5234	同一世帯であること
3	税金等の納付書の再発行	パートナーの市税に関する納付書の再発行ができる		○	税務課 0837-52-5235	
4	納税に関する相談	パートナーの市税の納付に関する相談ができる		○	税務課 0837-52-5235	
5	市税の口座振替に関する届出	パートナーを口座名義人とする口座振替の受付ができる		○	税務課 0837-52-5235	
6	市税の還付金の受け取りに関する届出	パートナーを受取人とする還付金の申請受付ができる		○	税務課 0837-52-5235	委任状の提出が必要
7	納税証明書の発行申請	パートナーによる代理申請ができる		○	税務課 0837-52-5235	同一世帯であること
8	市民税申告	同一世帯であれば同一世帯の親族とみなす		○	税務課 0837-52-5234	同一世帯であること
9	育児相談・産前産後相談	妊娠・出産・子育てについての相談		○	健康増進課 0837-53-0304	
10	乳児全戸家庭訪問（赤ちゃん訪問）	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭への訪問		○	健康増進課 0837-53-0304	
11	マタニティセミナー	パートナーと一緒に丈夫で元気な赤ちゃんを産み、育てるため、母体の変化や育児について学習ができる		○	健康増進課 0837-53-0304	
12	育児学級	パートナーと一緒に身体計測、育児相談、離乳食・事故・歯の学習ができる		○	健康増進課 0837-53-0304	
13	要介護認定の申請	要介護認定について、パートナーが代理申請できる		○	市民課 0837-52-5229	本人の保険証等の預かりがあれば申請可能
14	後期高齢者医療制度関係手続きの申請	後期高齢者医療制度関係手続きについて、パートナーが代理申請できる		○	市民課 0837-52-5231	申立書や本人の保険証等の預かりがあれば申請可能
15	家族介護者交流事業	高齢者を介護しているパートナーも参加できる		○	福祉課 0837-52-1132	
16	介護保険被保険者証等の再交付申請	介護保険被保険者証等の再交付申請について、パートナーが代理申請できる		○	市民課 0837-52-5229	委任状の提出が必要
17	高齢者外出支援事業乗車証の再交付	パートナーが乗車証の再交付ができる		○	福祉課 0837-52-1132	高齢者本人及び申請者の本人確認書類の提示が必要
18	家族介護用品支給事業の申請	パートナーが介護用品支給申請ができる		○	福祉課 0837-52-1132	
19	緊急通報体制等整備事業の申請	パートナーがサービスの利用申請ができる		○	福祉課 0837-52-1132	
20	認知症高齢者見守り機器購入助成の申請	GPSによる見守り端末の経費補助		○	福祉課 0837-52-1132	
21	配食サービス事業の申請	高齢者世帯等に配食等のサービス		○	福祉課 0837-52-1132	
22	生活保護受給	生計同一世帯の場合、生活保護の受給対象		○	福祉課 0837-52-5227	
23	生活保護相談	生活保護に関する相談が可能		○	福祉課 0837-52-5227	
24	国民健康保険関係手続き	国民健康保険関係手続時、同一世帯住所であれば、運転免許証等（写真付本人確認資料）の提示で委任状は不要		○	市民課 0837-52-5231	委任状の提出が必要
25	国民年金関係手続き	パートナーが代理で手続きができる		○	市民課 0837-52-5231	委任状の提出が必要

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課	備考
			必要	不要	連絡先	
26	死亡届の届出	パートナーによる届出が可能		○	市民課 0837-52-5230	同居していることが必要
27	火葬・埋葬許可申請	火葬にかかる火葬場の使用許可申請が可能		○	市民課 0837-52-5230	
28	市営墓地の使用申込	パートナーの焼骨を埋蔵するための使用申請		○	生活環境課 0837-53-1090	
29	救急車への同乗	救急車で搬送される際、同乗が可能		○	消防本部警防課 0837-52-2192	
30	救急隊が行う処置の同意	救急隊が行う処置について説明を受け、同意が可能		○	消防本部警防課 0837-52-2192	
31	り災証明（火災以外）の届出	自然災害等によって居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理で届出をすることができる		○	総務課 0837-52-1110	
32	D V 被害者相談	家庭内暴力（DV）に関する相談・支援ができる		○	福祉課 0837-52-5227	
33	小・中学校の転入学の申請	パートナーによる代理申請ができる		○	学校教育課 0837-52-1118	区域外、校区外については不可
34	就学・教育相談	パートナーも特別な配慮が必要な児童生徒の就学や教育に関する相談が可能		○	学校教育課 0837-52-1118	